調布市告示

市町村向け簡易型(特別簡易型)の総合評価落札方式(以下「特別簡易型総合評価落札方式」という。)による制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び第167条の10の2第6項、調布市契約事務規則(昭和39年調布市規則第33号)第6条並びに調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱(平成22年調布市要綱第102号。以下「総合評価試行実施要綱」という。)第5の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年 4 月 1 8 日

調布市長 長 友 貴 樹

第1 特別簡易型総合評価落札方式による制限付き一般競争入札に付す案件

案件の概要

- 1 工事件名 令6市道S117号線道路整備工事(その1)
- 2 工事場所 調布市国領町1丁目41番地先から44番地先まで
- 3 業種 道路舗装工事
- 4 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
- 5 工事概要 設計図書のとおり
- 6 予定価格 276,210,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 7 調査基準価格 調布市工事請負契約における低入札価格調査試行実施基準(以下「低入札 価格調査試行実施基準」という。)により設定する(予定価格の10分の9.2から10分 の7.5までの範囲内)。
- 8 契約保証金 契約金額の100分の10以上

9 参加資格要件

- (1) 本件工事に必要な特定建設業許可及び経営事項審査を受けていること。
- (2) 本件工事に対応する監理技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に従い 配置できること。なお、配置する技術者は、本件の開札日以前に3月以上の直接的かつ恒 常的な雇用関係にある者であること。
- (3) 東京都内に本件工事に係る契約締結の権限を有する者を置く本店,支店,営業所等を有していること。
- (4) 調布市指名停止等措置要綱(平成18年調布市要綱第220号)別表第3項第1号及び 第2号に掲げる措置要件に該当し、工事契約履行成績不良による指名停止を措置され、指 名停止期間終了日から1年以内に市発注工事を受注した者は、受注した工事に対する完了 検査に合格していること。
- (5) 申請日における最新の経営事項審査結果通知書の「土木一式」及び「舗装」のいずれかのうち、最も高い総合評定値P点が750点以上の者であること。
- (6) 平成29年4月1日以降に元請として完工した官公庁発注の道路の整備を目的とした道路の舗装工事,築造工事,改良工事,補修工事等(地下埋設施設の整備,土地の造成等道路の整備以外の目的の工事に含まれるものを除く。)で,1件当たりの契約金額(建設共同企業体で完工した工事にあっては,当該契約金額に当該建設共同企業体への出資比率を乗じて得た額とする。)が本件工事の予定価格の2分の1以上の実績があること。ただし,調布市内に本件工事に係る契約締結の権限を有する者を置く本店,支店,営業所等を有しており,かつ,調布市内営業所調査票を提出(営業所について市から改善指示を受けている場合は,告示日において改善状況について,市の確認を受けていること。)している者(調布市内に支店,営業所等を有している者にあっては,調布市内の支店,営業所等に本件工事に係る契約締結の権限を有する代理人を置き,調布市の競争入札参加資格を得てから1年以上が経過している者に限る。)は、本件工事の予定価格の3分の1以上の実績があること。
- 第2 特別簡易型総合評価落札方式による制限付き一般競争入札に付す案件 に共通の事項

入札方式 総合評価試行実施要綱に基づく,特別簡易型総合評価落札方式により実施 する。

| 落札者決定基準 | 地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準 |
|----------|--|
| | (以下「落札者決定基準」という。)は、別紙のとおりとする。 |
| 参加申請の方法 | 電子入札サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を送信すること。 |
| 申請書添付資料 | 落札者決定基準に定めるところにより提出すること。 |
| 申請書提出期限 | 令和6年5月1日(水)午後3時 |
| 結果通知 | 令和6年5月8日(水)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書で通 |
| | 知する。なお、この通知は、電子入札サービスのシステムの都合から発行 |
| | するもので、正式な入札参加資格を確認したものではない。 |
| 設計図書の配布 | 調布市ホームページ(「産業・しごと」→「入札・契約」→「発注情報」) |
| | からダウンロードすること。 |
| | 配布期間 公告の日から入札書提出締切日まで |
| 契約条項を示す場 | 調布市ホームページ(「産業・しごと」→「入札・契約」→「関連書式」 |
| 所 | →「標準契約約款」) |
| 質問方法 | 質問は、指定の質問書により電子メールにて総務部契約課に提出したうえ |
| | で、電話連絡すること。なお、質問書は、調布市ホームページ(「産業・ |
| | しごと」→「入札・契約」→「関連書式」→「請求・入札関係書式」)か |
| | らダウンロードすること。 |
| | 質問期限 令和6年5月1日(水)午後3時 |
| | TEL 042-481-7166 |
| | E-mail <u>keiyaku@city.chofu.lg.jp</u> |
| 回答方法 | 調布市ホームページ(「産業・しごと」→「入札・契約」→「発注情報」) |
| | に質問回答書をアップロードする。 |
| | 回答期限 令和6年5月8日(水)午後5時 |
| 入札方法 | 電子入札サービスにより行うこと。 |
| 入札金額 | 契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税 |
| | を除いた総価格) |
| 入札書提出期間 | 一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した日から令和6年5月24 |
| | 日(金)午前10時まで |
| 入札回数 | 1 回 |

| 最低入札参加者数 | 1者 |
|----------|-----------------------------------|
| 開札日時 | 令和6年5月24日(金)午前10時 |
| 落札予定者が提出 | 開札の結果、落札予定者となった者は、総合評価落札方式に係る制限付き |
| する書類 | 一般競争入札参加資格確認申請書(添付書類を含む)及び積算内訳書(落 |
| | 札予定者提出用)をファクシミリにて契約課に提出することとし、審査の |
| | 結果、入札参加資格を確認されたときは、契約書受領時に原本を持参する |
| | こと。なお,総合評価落札方式に係る制限付き一般競争入札参加資格確認 |
| | 申請書は,調布市ホームページ(「産業・しごと」→「入札・契約」→ |
| | 「関連書式」→「請求・入札関係書式(2)」)からダウンロードするこ |
| | と。 |
| | 提出期限 令和6年5月27日(月)正午 |
| | FAX 042-481-7136 |
| 落札者の決定 | 原則として令和6年5月30日(木)までに落札予定者の入札参加資格を |
| | 確認し、電子入札サービスで通知する。 |
| 入札保証金 | 免除 |
| 前払金及び中間前 | 調布市契約事務規則及び調布市公共工事の前払金及び中間前払金取扱要綱 |
| 払金 | (昭和58年調布市要綱第28号)の規定に基づき支払う(残金は、工事 |
| | に対する完了検査が終了し、請求書受理後40日以内に支払う。)。 |
| 部分払 | なし |
| その他の特記事項 | 本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条 |
| | 例(昭和39年調布市条例第17号)に定める議会の議決に付すべき契約 |
| | に該当するため、落札者決定後、速やかに落札者と仮契約をし、調布市議 |
| | 会において可決された後、契約を締結する(本契約は令和6年6月下旬を |
| | 予定している。)。 |

第3 全ての特別簡易型総合評価落札方式による制限付き一般競争入札に共 通の事項

| 入札参加資格 | 1 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当して |
|--------|-----------------------------------|
| | いないこと。 |
| | 2 申請日において調布市制限付き一般競争入札要綱(平成21年調布市 |

要綱第10号)第3に掲げる参加資格を有していること。

- 3 総合評価試行実施要綱第3第2項に規定する直近の工事成績評定点が 60点未満である者に該当していないこと。
- 4 調布市競争入札参加資格の有資格者で、入札案件に対応する業種等に 登録し、かつ、当該入札案件の参加資格要件を満たしていること。
- 5 調布市競争入札参加者心得を遵守すること。なお、調布市競争入札参加者心得は、調布市ホームページ(「産業・しごと」→「入札・契約」 →「契約制度」)からダウンロードすること。

落札予定者

予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうちから,落札者決定基準に基づき落札予定者を決定する。ただし,落札予定者となるべき落札者決定基準による同等の評価を得た者が複数ある場合は,電子入札サービスのくじ機能により落札予定者を決定する。この場合において,落札予定者となった者の次の判定番号の者(落札予定者の判定番号が最終番号であるときは,最初の判定番号の者)を次順位者とし,以後同様に落札予定者となるべき順位を定める。

低入札価格調査

- 1 落札予定者となるべき入札をした者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、落札予定者の決定を保留し、低入札価格調査試行実施基準に基づく低入札価格調査を行う。ただし、当該入札価格が、失格基準価格を下回る場合は、当該入札を無効とし、低入札価格調査を実施しない。
- 2 調査対象者が、低入札価格調査に必要な書類を提出しない場合又は事情聴取に応じない場合は、入札を無効とする。
- 3 低入札価格調査を辞退する場合は、低入札価格調査辞退届をファクシ ミリ又は郵送にて、契約課に提出すること。
- 4 低入札価格調査の結果、調査対象者が、契約の内容に適合した履行が なされると認められた場合は、次の各号に掲げる条件を設定したうえで 契約を締結する。
- (1) 契約保証金を契約金額の100分の20以上とする。
- (2) 契約解除に伴う違約金を請負金額の100分の20以上とする。
- (3) 配置する監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を置く場合における現場代理人は専任配置とし、兼務を認めない。

1 落札予定者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落 資格審査 札予定者のした入札を無効として、落札者決定基準による次に高い評価 を得た者に対して審査を行う。この場合において、当該落札予定者に対 しては、その理由を付して書面により通知する。 2 前項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日を含めて3日以 内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。回答は、 説明を求められた日を含めて3日以内に書面により行う。 3 落札予定者が正当な理由なく期限までに資格審査のための書類を提出 しないとき、又は資格審査のための指示に従わないときは、当該落札予 定者のした入札を無効とし、落札予定者の権利を取り消す。 入札の無効 調布市契約事務規則第17条各号及び調布市競争入札参加者心得第13条 各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる入札は無効とする。 (1) 虚偽の申請を行った者のした入札 (2) 入札参加資格を満たしていない者のした入札 (3) 提出期限までに落札者決定基準に定める書類及び入札参加資格審査 のための書類を提出しない者又は入札参加資格審査のための指示に従 わない落札予定者のした入札 (4) 積算内訳書の提出を求めた場合において、積算内訳書の添付がない、 又は積算内訳書の内容に著しい不備がある入札 (5) 低入札価格調査の結果,契約の内容に適合した履行がなされないと 認められた者のした入札 (6) 前各号に掲げるもののほか、本件入札に関する条件に違反した入札 その他 1 電子入札サービスの利用に当たっては、利用規約を遵守すること。 2 落札者が契約締結までに入札参加資格要件を欠くこととなったときは,

- 契約を締結しない。
- 3 入札参加資格審査のために提出された書類は、返却しない。
- 4 落札者は、地域経済の振興や市内事業者育成の観点から、次の各号に 掲げる事項に配慮すること。
- (1) 作業員等の雇用を必要とする場合は、調布市内に住所を有する者を

優先して雇用するよう努めること。

- (2) 下請発注する場合は、調布市内事業者を優先して選定するよう努めるとともに、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間で支払うこと等、下請契約の適正化に努めること。
- (3) 施工に必要な資材の調達、機械の購入又は借入れ等を行う場合は、調布市内事業者から優先的に調達するよう努めること。